

短期社債振替制度利用者 各位

株式会社 証券保管振替機構  
代表取締役社長 竹内克伸

「短期社債等に関する業務規程」等の一部改正について

当機構は、委員会等設置会社制度の導入に伴う「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」の一部改正及びこれに係る「一般振替機関の監督に関する命令」の一部改正に伴い、「短期社債等に関する業務規程」及び「短期社債等に関する業務規程施行規則」を別添のとおり一部改正し、6月20日付で施行することとしましたので、ご通知いたします。

今回の改正の概要は下記のとおりです。

記

1. 商法特例法関係

口座管理機関から当機構に対する、短期社債関連業務の事故に係る報告事項として、執行役に関する事項を追加する。

2. 発行者の通知事項関係

短期社債の発行者は、制度参加時に当機構へ提出した書類について変更が生じた場合には、その都度、届け出ることとする。

以 上